

○大子町袋田の滝キャラクターたき丸の着ぐるみの貸出しに関する要綱

平成24年3月2日

告示第11号

改正 平成26年3月28日告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、袋田の滝を全国的にアピールし、イメージアップを図るため、大子町財務規則（昭和40年大子町規則第5号）第193条第2項の規定に基づき、町が所有する袋田の滝キャラクターたき丸の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの申請)

第2条 着ぐるみの貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日から起算して7日前までに、袋田の滝キャラクターたき丸着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(貸出しの制限)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しないことができる。

- (1) 町の品位を傷つけるとき、若しくは正しい理解の妨げになるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、政党若しくは宗教団体を支援しているとき、公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(貸出しの承認)

第4条 町長は、第2条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、袋田の滝キャラクターたき丸着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により着ぐるみの貸出しを承認したときは、当該承認を受けたもの（以下「使用者」という。）を袋田の滝キャラクターたき丸着ぐるみ貸出簿（様式第3号）に記載するものとする。

（貸出期間）

第5条 着ぐるみの貸出しを受けることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、原則として7日以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用料）

第6条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

（貸出し及び返却）

第7条 着ぐるみは、原則として、観光商工課で貸出しを受け、観光商工課に返却するものとする。

2 使用者は、着ぐるみの使用を終えたときは、着ぐるみの清掃を行い、町長の検査を受けてから返却するものとする。

（平26告示19・一部改正）

（貸出内容の変更）

第8条 使用者は、貸出承認を受けた内容を変更しようとするときは、袋田の滝キャラクターたき丸着ぐるみ貸出内容変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸出内容の変更の可否を決定し、袋田の滝キャラクターたき丸着ぐるみ貸出内容変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許可なく使用の承認を受けた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (3) 貸出しを受けた着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

2 使用者は、着ぐるみを損傷したとき、又は紛失したときは、速やかに袋田の滝キャラクターたき丸着ぐるみ損傷（紛失）届（様式第6号）を提出しなければならない。

（貸出承認の取消し）

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による貸出承認を取り消し、又は現に貸し出している着ぐるみの返却を命ずるものとする。

(1) 着ぐるみの貸出承認の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により着ぐるみの貸出承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、着ぐるみの貸出承認が不相当と認められるとき。

2 町長は、前項の規定により貸出承認を取り消したときは、袋田の滝キャラクターたき丸着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、使用者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第11条 使用者は、故意又は過失により着ぐるみを損傷し、又は紛失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年3月4日から施行する。

附 則（平成26年告示第19号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。